

令和3年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針

前期選抜

前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色をふまえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）のいずれか又は両方を受験することができるものとする。

前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。

1 特色選抜

特色選抜は、各高等学校が自校の特色に応じてどのような受験生に志願してほしいかを選抜方法と併せて明示し、受験生は、それに応じて自分の志願したい高等学校を主体的に選択し出願できる選抜とする。選抜に当たっては、受験生の個性や学ぶ意欲を重視するとともに、自校の特色に応じた選抜となるよう選抜資料を活用し、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

なお、特色選抜の性格をより明確にするため、各高等学校の「志願してほしい生徒像」については、より具体的な記載を可能とする。

- (1) 選抜に当たっては、志願理由書の記載内容、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料とする。なお、各高等学校の判断により、学校の特色や学科の特性に応じて、小論文（又は作文）、実技等（以下「特色検査」という。）の結果を選抜資料に加えることができるものとする。
- (2) 特色選抜においては、各高等学校が自校の教育目標にふさわしい入学者を選抜するため、受験生を多面的・多元的に評価するための資料の一つとして特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果を積極的に活用するものとする。
- (3) 特色選抜の定員枠については、県教育委員会が定める範囲の中で、各高等学校が、その特色や学科の特性に応じて設定するものとする。
- (4) 合否の判定に当たっては、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果の比重を、県教育委員会が定めた範囲内で各高等学校がその特色や学科の特性に応じて定めるものとする。

2 一般選抜

一般選抜は、中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜とする。選抜に当たっては、学力検査の成績、調査書の審査結果を資料とし、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を実施する高等学校においては一般面接の結果を併せて資料とし、各学校の特色、学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

- (1) 特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点については、各学校の特色・学科の特性を考慮し、各高等学校の判断により実施することができるものとする。
また、志願者の自己申告による傾斜配点についても、各高等学校の判断により実施できるものとする。
- (2) 一般選抜の合否判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を原則として同等とする。
ただし、各高等学校が自校の特色化を図るために必要と判断する場合には、学力検査と調査書の成績の比重を変えることができるものとする。
- (3) 一般面接については、各高等学校の判断により実施できるものとする。

後期選抜

後期選抜は、前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）により定員（併設型中高一貫教育校における高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中高一貫教育校における中学校から当該高等学校への入学を志願する者の数を除いた数とする。）を充足しない高等学校において実施するものとし、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願できる選抜とす

る。

選抜に当たっては、調査書の審査結果、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を資料として、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

なお、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は出願できないものとする。

- 1 選抜に当たっては、調査書の成績とともに、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を十分に精査する。
- 2 前期選抜に係る学力検査の成績は、後期選抜の資料とはしないものとする。
- 3 後期選抜における面接は、受験生の学ぶ意欲をみる内容とともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができるものとする。

なお、併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者については、各選抜に出願することはできないものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る特例措置

- 1 学力検査の出題範囲について、次のとおり取扱う。
 - (1) すべての教科で出題範囲を縮小する。
 - (2) 3年生最後の学習分野を中心に、出題範囲から除外する。
- 2 令和3年度県立高等学校入学者選抜における令和2年度（中学校3年時）の大会実績等について、次のとおり取扱う。
 - (1) 特色選抜の「志願してほしい生徒像」の記載において、大会実績や資格取得等のみで出願要件を限定しない。
 - (2) 実技試験や面接の工夫により、新型コロナウイルス感染症により大会実績等を残せなかった志願者が不利益を被らないようにする。
 - (3) 入学者の判定において、令和2年度（中学校3年時）の大会等の実績は選抜資料としない。（調査書の「特別活動等の記録」の「その他の活動」及び「長所・特技等の記録」において、1、2年時の実績は点数化するが、3年時の実績は点数化しない等）
ただし、資格試験については今後実施される可能性があるため、令和2年度（中学校3年時）の資格試験の成績を選抜資料とすることができる。

- 3 令和3年度県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について、次のとおり取扱う。
 - (1) 対応の方針
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受験できないこととされた者に配慮し、新たな選抜を設定することで、受験機会を確保する。
 - ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入学者選抜実施上の留意事項等を定める。

- (2) 高校入試を受験できる者、受験できない者の明確化

文部科学省の通知に従い、大学入学共通テストの新型コロナウイルス感染症予防対策に準じて、受験できる者と受験できない者を明確にする。

受験できない者

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染し、各選抜の前日までに退院基準・解除基準を満たさない者
- ② 濃厚接触者で症状がある者
- ③ 無症状の濃厚接触者で、初期スクリーニング検査結果が判明していない者
- ④ 無症状の濃厚接触者で、公共交通機関を利用せずに試験場に到着できない者
- ⑤ 「健康状態チェックリスト」の結果で試験を受けることができない者

- ・ 受験生は検温の結果と該当箇所にチェックをした「健康状態チェックリスト」を受験日ごとに持参し、受験校の受付に提出する。

- ・ 受験生は試験日の7日前から、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認する。
 - ・ 試験日の2週間前から発熱・咳等の症状が継続している受験生は、あらかじめ医療機関で受診する。
- (3) 新たな新型コロナウイルス感染症対応選抜の設定
- 高校入試は、前期・連携型選抜(3月3日～5日)、追検査(3月10日、11日)、合格者発表(3月15日)、後期選抜(3月22日 定員を充足しない高校で実施)の日程であるため、上記の「受験できない者」に対し配慮し、新たに新型コロナウイルス感染症対応選抜を設定し、受験機会を確保する。
- ※「新型コロナウイルス感染症への対応の流れ(フローチャート)」(別紙)
- ① 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程
- ア 対象 前期選抜、連携型選抜及び追検査等において、「受験できない者」となり、受験できなかった者
- イ 定員 別に公告した募集定員の3%(募集定員の外枠。出願先変更はできない。)
- ウ 実施日 令和3年3月22日(月)(後期選抜と同日)
- ② 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程
- ア 対象 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の不合格者、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜において、「受験できない者」となり受験できなかった者
- イ 定員 募集定員から、前期選抜、連携型選抜及び後期選抜の合格者数を除いた数とする。(後期選抜終了後、定員を充足しない高校で実施)
- ウ 実施日 令和3年3月25日(木)
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対応した入学者選抜実施上の留意事項
- 事前の準備として別室の確保、受験場の座席間の距離の確保等を行うとともに検査当日は受付における健康状態のチェック、検査実施時における十分な換気、マスクの着用の義務づけ、手指消毒の徹底等、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入学者選抜実施上の留意事項等を定める。

令和2年 8月21日 決 定
令和2年12月25日 一部改定